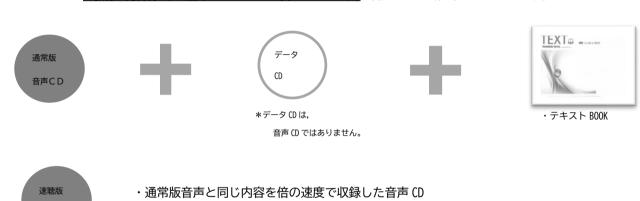
濃縮!公認心理師 内容物

*教材の内容物は、ご注文のコースにより変わってきます。※音声はMP3形式となっております。



*速聴 CD をご注文の方は,こちらが付属します。

訂正情報は、ホームページにてご確認ください。

音声CD

「要点を1行に」

One line to the point

試験に最短で合格するために、余分な文章を極限まで削ぎ落とし、

合格に必要な要点を中心に文章を構成しております。

要点がまとめられた短いセンテンスは、

あなたの記憶に要点を焼き付けるためのものです。

最短合格を目指すあなたの良きパートナーとして,

是非ご活用下さい。

濃縮!公認心理師 目次

第1章 公認心理師の職責	3 人生の最終段階における医療と心理支援・・・・・・3
1 公認心理師の職責1	4 精神医学と精神患者の歴史・・・・・・・・・・3
	5 精神疾患の診断・・・・・・・・・・・3
	6 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化・・4
第2章 主要5分野における法律や制度	7 リスク・アセスメント・・・・・・・ 4
1 保健医療分野における法律や制度 5	
2 福祉分野における法律や制度 9	第4章 精神疾患
② - I 児童9	1 統合失調症・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2] -Ⅱ 障害児·者12	2 うつ病/双極性障害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2 -Ⅲ 高齢者15	
3 教育分野における法律や制度 ・・・・・・・・・・・・ 16	3 不安障害/パニック障害/強迫症/適応障害 /燃え尽き症候群/睡眠障害/身体症状症・・・・4
4 司法分野における法律や制度 ・・・・・・・・・・・・ 20	4 知的障害/自閉スペクトラム症
5 産業分野における法律や制度 ・・・・・・・・・・・・・・ 23	/注意欠如·多動症/限局性学習症······ 5
	5 てんかん/チック症/分離不安症 /愛着障害/緘黙・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
笠っ 尭 	6 心的外傷後ストレス障害(PTSD)/解離症······ 5
第3章 医学および精神医学	
1 心身機能と身体構造・・・・・・・28	7 高次脳機能障害/認知症······ 5
2 心理的支援が必要な主な疾病・・・・・・・・31	8 摂食障害群/依存症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	9 パーソナリティ障害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	<u>5 </u> フロイトの発達論/エリクソンの発達論 /アイデンティティ・・・・・・・・・・・10 ¹
第5章 基礎心理学	6 成人期と老年期・・・・・・・109
1 心理学の成り立ち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67	
2 精神分析の理論・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	第7章 社会/産業組織
3 脳・神経70	
	1 社会心理学/集団・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
	2 産業組織・・・・・・・・・110
	3 ストレスとメンタルヘルス・・・・・・・11
7 学習82	4 キャリア理論・・・・・・・12
8 感情/動機づけ85	
9 パーソナリティ ・・・・・・・ 87	第0 辛 心理水中
10 知能89	第8章 心理査定
11 心理統計91	1 心理査定の方法・・・・・・ 12:
	2 パーソナリティ検査(MMPI/YG 性格検査
	/MPI/向性検査/エゴグラム
第6章 発達心理学	/内田クレペリン精神作業検査)・・・・・・・・・12!
	3 不安尺度(MAS/STAI/GAD-7/LSAS-J),強迫観念
1 身体的発達と精神的発達/発達心理学の研究法・・97	尺度(Y-BOCS), PTSD 尺度(CAPS/IES-R) ····· 12
2 言語の発達 ・・・・・・100	4 うつ尺度(SDS/BDI-Ⅱ/HAM-D/EPDS/GDS-15),気分
3 愛差 / 丹子関係 102	

| **4**| ピアジェの発生的認識論/心の理論 ・・・・・・・・・ 106

5 知能検査(ビネー式知能検査/ウェクスラー式 知能検査)・・・・・・・・130	第9章 心理療法
6 発達検査 (津守式/遠城寺式/K式/KIDS/NBAS/JDDST-R/S-M/MCC/K-ABCII/ITPA)····· 133	1 行動療法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7 発達障害の評価尺度(Vineland-Ⅱ/AQ-J /ADOS-Ⅱ/PARS-TR/M-CHAT/ADHD-RS /Conners 3/CBCL)・・・・・・・・・136	3 人間性アプローチによる心理療法・・・・・・・・・・ 159 4 遊戯療法/家族療法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8 認知症の検査(HDS-R/MMSE/国立精研式 /COGNISTAT/N式/MSQ/ADAS/ノイズ・ パレイドリア・テスト/CDR/NMスケール)・・・・ 139	5 集団療法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9 神経心理学的検査(BGT/TMT/WCST/ハノイの塔/BVRT/三宅式/RBMT/RCPM/WAB/BADS/ROCFT/CDT)・・・・・・・・・・・・141	8 芸術療法・・・・・・・・・・・・・・・・・168 9 日本の心理療法・・・・・・・・・・・・・・・・・169
10 投影法の特徴・・・・・・・・・144	
11 投影法の心理査定① ロールシャッハ・テスト/バウム・テスト / DAM・DAP/HTP テスト/家族画法・・・・・ 145	第10章 多職種連携と地域連携
12 投影法の心理査定② SCT / P - F スタディ / TAT / PIL テスト /ソンディ・テスト · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 多職種連携と地域臨床・・・・・・・・・・・ 172

第1章 公認心理師の職責

1 公認心理師の職責

- ●公認心理師の業務と役割として、教育および情報の提供も含まれる。
- ●公認心理師は、要心理支援者と関係者、および国民が公認心理師の業務対象となり、心の健康の保持増進に寄与する。
- ●公認心理師は、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務があり、特に秘密保持義務違反には罰則規定がある。
- ●公認心理師は、要心理支援者の支援に係る主治医があるときは、指示を受けなければならない。
- ●公認心理師は、心の内面だけでなく、要心理支援者の心理状態を、直接的および間接的に把握する。
- ●公認心理師は、要心理支援者が生物的レベルから、心理的および社会的レベルまで安全な状態にあるかを確認する。
- ●公認心理師の業務は、①心理的アセスメント、②要心理支援者への支援、③要心理支援者の関係者への援助、④国民の心の健康普及のための教育と情報提供、⑤保健医療、福祉、教育等の各分野との連携義務である。
- ●公認心理師には「汎用性」が求められ、主要 5 分野 (保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働)の特定の分野のみではなく、あらゆる分野に通底する資質を兼ね備えていることが期待される。
- ●公認心理師は,自らの専門家としての知識・技術の限界を十分に自覚し,その範囲内において支援活動を行う。
- ●公認心理師は、要心理支援者等の自立性を最大限に尊重し、インフォームド・コンセントを行う。
- ●インフォームド・コンセントは、職業倫理的にも心理的支援の実践上も、不可欠な要素である。
- ●公認心理師は,人権を尊重し,国籍,人種,思想,信条,年齢,性別,および性的指向,社会的地位,経済状態などにかかわらず,すべての人をかけがえのない存在として尊重する。
- ●公認心理師は,心理的アセスメントが不十分なまま,時を費やすだけの面接を繰り返してはならない。
- ●心理的アセスメントの幅と精度の向上は、公認心理師が関係者連携において担うべき役割に含まれる。

- ●多重関係が生じると、公認心理師とクライエントの関係に不可欠な中立性や客観性が侵され、利害の対立や偏見が生まれる恐れがある。
- ●性的多重関係を含む多重関係は、心理職の職業倫理的問題では最も多く、重大な倫理違反である。
- ●非性的多重関係を避けることが、性的多重関係の防止につながる。
- ●公認心理師自身の専門的能力に関する判断は、「注意の標準」と「教育・訓練・経験に基づく専門的能力」をもとにした判断がある。
- 「注意の標準」は、特定の情況のもとでの過失の有無を判定するための標準である。
- 「注意の標準」も「教育・訓練、経験に基づく専門的能力」も、一般的な判断ではなく個別具体的な行為の判断である。
- ●タラソフ事件での判決は、患者に他害行為の恐れがある場合、犠牲者となり得る人に警告する義務を示した。
- ●タラソフ判決以後の判決は、犠牲者となり得る人を積極的に保護することを求めており、「保護義務」と呼ばれる。
- ●リファーは、相談者にとってより適切な相談機関に、相談内容の引き継ぎを行うことである。
- ●リファーの際は、複数のリファー先を提示し、相談者が自身で相談機関・専門家を決められるように支援する。
- ●相談室での対応の内容は、詳細を記録する必要がある。
- ●公認心理師が不在の時の対応については、マニュアルを作成しておく必要がある。
- ●秘密保持の例外は、①自傷他害のおそれ、②虐待の疑い、③医療保険による支払い、④クライエントによる明確な開示要請、⑤クライエントのケアに直接かかわる専門家同士の話し合いである。
- ●公認心理師は、クライエントに対して、情報の扱い方や他者との共有について説明を行い、クライエントが強制される ことなく自由意思で同意する(あるいは拒否する)権利を保障する。
- ●心理職に必要なコンピテンシー(技能)は、成長と課題、生涯学習やセルフケアを含め、職業的機能を高める活動である。

- ●コンピテンシーは,専門家がその業務を行う資格をもち,専門職の倫理観や価値観に基づき,適切な判断,批判的思考, 意思決定ができることである。
- ●アドボカシーは,機能コンピテンシーの1つである。
- ●職業的発達は、訓練と実践の水準を示し、基盤コンピテンシーと機能コンピテンシーが、どの水準にあるかで達成度を 見定める軸となる。
- ●コンピテンシーの中核となるのは,反省的実践である。
- ●反省的実践を促進するための代表的なものは、スーパービジョンである。
- ●スーパービジョンは集団で行うこともあり、仲間同士で支持的にかかわるピア・スーパービジョンも効果的とされる。
- ●セラピストの未解決の内的葛藤は、面接プロセスの妨げになる可能性がある。
- ●セラピストは、自分自身の問題や心理的特徴について理解することが必要である。
- ●ロネスタッド(Ronnestad, M.H.)とスコフホルト(Skovholt, T.M.)は,カウンセラーの発達を「6 期モデル」で示した。
- ●臨床家は、家族や友人を含むさまざまな対人関係を通して多くを学ぶが、なかでも、クライエントは臨床家の成長に大きく影響し、様々なことを教えてくれる教師となる。
- ●自身の体験や様々なフィードバックに対するオープンネス(心理的開放性)が,臨床家の成長とウェルビーイングの鍵となる。
- ●ウェルビーイングは、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念である。(幸福の概念とも言われる)
- ●優れた臨床的判断は,正確さ,スピード,効率性等よりも,深く関与し体験する姿勢,自身の判断についての謙虚さ等と 関連している。
- ●リヒテンベルグ(Lichtenberg, J.W.)とグットイヤー(Goodyear, R.K.)は,生涯学習を,個人が職業的人生を通して知識・価値観・スキル・理解を身につけ,エンパワーメントする,継続的で支持的なプロセスと定義している。